

らの支出分についての答えが出ていないが……

○下水道課長（斎藤多市君） 先ほども申し上げましたが、一応三年目に当たり本年は三億円の事業費を計上してあるわけですが、実施設計等の段階で相当事業費が節減できたという問題と、入札差金等も相当出ておりますので、それらを勘案いたしましたして、本件の七百余万元につきましては五十年度に充当可能だと判断をしたわけです。

○二十二番（末次性男君） 理事者への要望でございしますが、かつて長谷川マンシヨンの建設にあたっては、ずいぶん全協を開いていろいろ審議をしてあります。それが建設委員会の意見を聞いたか聞かなかたか私は全く知らなかったことですが、こういうことはやはりそういった手はずを踏んでやっていくということが必要ではないかと思えます。今回われわれとしては突如として出された感じがするわけですが、そういう点をもう少し理事者としても慎重にやっていた方がいいということを要望いたします。

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

○七番（鈴木藤次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって議案第百二十号は原案どおり可決いたしました。

○議長（貫井喜代次君） 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分 休憩

午後一時 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き開議を開きます。

日程第六議案第百二十一号昭和五十年年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名がございましたので、議案第百二十一号について提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本案は五十年年度福生市一般会計補正予算第三号でございます。この予算の骨子は、武蔵野幹線排水路工事のその四、これは国庫負担金をもって施行するものでございますが、それと前に全協で御報告申し上げました西多摩婦人生活館の取得に伴います返還金九十六万円等でございます。

総則におきましては、従来までの予算六十四億九百八十二万六千円に、今回二億九千百万円を追加いたしました。歳入歳出それぞれ総額六十七億八十二万六千円と定めようとするものでございます。

その内容について御説明申し上げます。

まず歳入のうち、国庫負担金におきまして二億八千四百万円の補正でござ

いますが、これはすでに御案内と存じますが、武蔵野幹線排水路の内出の信号から下の川に至る残った部分の工事分でございます。この武蔵野幹線排水路は総事業費が約四十億九千六百万円ということでございます。すでに三十三億九千六百万円が着工済みでございます。今回七億二千万円を着工いたしますと全工程が終了するわけでございますが、今回の七億二千万円のうち本補正予算に計上いたしましたものは二億八千四百万円でございます。なお、ほかの債務負担行為として四億三千六百万円計上いたしました。合わせて七億二千万円の工事を施行しようとするものでございます。

この工事の内容でございますが、三千ミリの雨水管をシールド工法によって施行するものでございまして、なお後ほど提案になります下水道事業で御説明申し上げますが、同時に多摩河原地区の下水道事業分として八百ミリの内径をもちます下水管の三百四十メートルをあわせて施行する予定でございます。

なお又、予算面では当初予算にこの予算十一億四千万円を計上してありまして、今回二億八千四百万円を計上いたしましたので、本年度の予算

としては十四億二千四百万円という数字に相なるわけでございます。

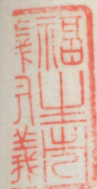
次の繰入金の七百万円でございますが、これは先ほど条例を廃止していただきました公益質屋基金の繰入金をここに繰り入れたものでございます。以上、歳入を合わせて二億八千四百万円でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費の九十六万円でございますが、これは先ほどもちよと御説明申し上げましたように、西多摩婦人生活館の解散に伴いまして、福生市がその財産を受け継ぐことになりました。現在その債務が九十六万円残っておりますので、市のほうでそれを引き受けようとするものでございます。

なお、これについては牛浜一町内の方に払い下げてくれという要望がございましたので、この財産が市の所有に確定いたしました段階で牛浜町内から相当分の金額を受け入れまして払い下げをする予定でございます。

次の民生費の六十七万五千円の減でございますが、これは公益質屋の廃



止に伴いまして、一般会計から繰り出してありましたものを減額するものでございます。当初予算で二百五十万円を計上してございますが、廃止に伴いまして六十七万五千円が不用となったためでございます。

次の土木費の都市計画費につきましては二億八千四百万円でございますが、その大要については先ほど御説明申し上げましたとおりでございます。この二億八千四百万円の内訳は、工事費において二億七千四百万円、管理費において五百万円、補償費において五百万円、以上二億八千四百万円となった次第でございます。

なお、予備費におきまして六百七十一万五千円を調整いたしました。歳出の合計を二億九千百万円としようとするものでございます。

次の三ページの債務負担行為の補正でございますが、先ほど説明しましたとおり、武蔵野幹線排水路事業の昭和五十一年度分の債務負担行為として四億三千六百万円と定めようとするものでございます。この四億三千六百万円の財源につきましては、国庫負担金をもって充てるようでございます。以上、簡単でございますが議案第二百二十一号の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○七番(鈴木藤次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十一号につきましては、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

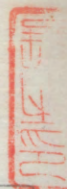
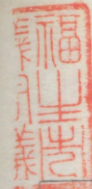
(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十一号は原案どおり可決いたしました。



○議長(貫井喜代次君) 日程第七議案第百二十二号昭和五十年年度福生市公益質

屋会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福生事務所長 森田 猛君登壇)

○福生事務所長(森田 猛君) 御指名によりまして議案第百二十二号昭和五十年年度福生市公益質屋会計補正予算(第一号)につきまして御説明申し上げます。

公益質屋会計につきましては、三月定例会に福生市公益質屋の設置及び管理に関する条例の廃止、それから先ほども御議決をいただきました議案並びに補正予算等でもおわかりと思いますが、ここで公益質屋を閉鎖するにあたりまして大体の見通しがついたわけでございます。したがって、歳入歳出の総額がそれぞれ百五十万四千円の減額でございまして、総額を二百五十六万七千円にしようとするものでございます。

それでは補正内容につきまして御説明いたします。

事業収入といたしまして九十八万円を減額するものでございます。これにつきましては当初予算のときにも御説明いたしました。当初、返還がなかなか大変であるという事で、利子収入をあげておきました。が、順調に返還が行われたという関係で、利子収入も減額せざるを得なかったという事でござい
ます。

それから繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございしますが、これは先ほど企恵財政課長から説明したとおりでございします。繰入金につきましては四十九年度の繰入金かほぼ確定いたしましたので、十二万円を追加補正しようとするものでございます。

諸収入につきましては、利子収入三万一千円でございします。

歳入につきましては、総務費百五十万四千円を減額しようとするものでございします。やはり十一月いっぱいの関係で十二月一日以降の給与等が必要なくなつたわけでございします。それで、人件費が主でございしますが、必要になりました需用費等を減額しようとするものでございします。

以上、簡単でございしますけれども、慎重御審議の上、原案御決定くださ

るようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十五番(小林菊三君) 課長にお尋ねいたしますが、公益質屋の閉鎖に伴いまして、いまいる一名の一般職員をどのように措置するのかお伺いいたします。

○福祉事務所長(森田 猛君) 現在公益質屋には、おおせのとおり一名の専従職員がおりますが、本人にいろいろと聞いたところ、無事に精算もできましたので、この機会に自分の思っている事業をやりたいということで、十二月一日付で退職する予定でございします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○七番(鈴木藤次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十二号につきましては、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よう議案第百二十二号は原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第八議案第百二十三号昭和五十年年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(下水道課長齋藤多市君登壇)

○下水道課長(齋藤多市君) 御指名によりまして議案第百二十三号昭和五十年年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算額四億七千万円に二千六百三十六万円を追加し、歳入歳出それぞれ四億九千六百三十六万円と定めようとするものでございます。

二ページからその内容について御説明申し上げます。

歳入の第一款、分担金及び負担金につきましては五千万円の補正でありまして、これは多摩河原土地区画整理事業地区内の下水道事業受益者負担金でございます。総額一億七千五百万円の汚水管工事を施行しようとするものでございますが、そのうち今回五千万円を補正しようとするものでございます。

第四款の寄付金につきましては、議案第百二十号により御議決をいただきました寄付金三百六十五万円を計上してございます。

第六款の繰越金につきましては前年度繰越金でございまして、当初予算計上額五十万円を差し引きまして二千三百二十一万円を今回補正しようとするものでございます。

第八款の市債につきましては五千五十万円の減額予算でございまして、

その内訳は、流域下水道事業債三千五十万円、公共下水道事業債二千万円の減額予算で、これは流域下水道事業負担金が減額になったためでございます。

以上、締めまして二千六百三十六万円の補正額でございます。

次に歳出について御説明申し上げますと、第二款の事業費につきましては一千四百九十三万円の補正をしようとするものでございまして、この内訳につきましては、公共下水道管渠工事五千万円の追加と、流域下水道負担金三千五百七十万円の減額補正でございまして、工事費につきましては都道二・三号線で計上しております汚水管に内径八百ミリ、延長約三百四十メートルの工事を総事業費一億七千五百万円で予定しております。本年度分として五十万円を計上してございまして、先ほど御議決をいただきました武蔵野幹線排水路工事と同時に施行して工事を行おうとするものでございます。次にポンコボに対する工事費として約一千百万円があるわけでございますが、現行の管渠工事費三億円のうちから本事業に充当させようと考えております。次に流域下水道負担金の三千五百七十万円の減額につきましては、東

京都の事業縮小等によって福生市分の負担金を減額しようとするものでございます。

第三款の公債費一千二百十四万九千円につきましては、公共下水道、流域下水道事業債の借入償還利子でございまして、

第四款の予備費におきましては七十一万九千円の減額でございまして、

以上、二千六百三十六万円を補正して、総額四億九千六百三十六万円とするものでございます。

三ページの第二表、債務負担行為につきましては、期間を五十二年度として限度額を一億二千五百万円と定めるものでございまして、事業の内容につきましては、ただいま歳出予算の事業費で説明いたしました都道二・三号線に敷設する事業費一億七千五百万円のうち、昭和五十二年度に一億二千五百万円を施行しようとするものでございます。

次に第三表の地方債補正につきまして、歳入補正予算に含めさせて減度額の変更をしようとするものでございます。

以上、大変雑ばくな説明でしたが、慎重御審議の上、御決定くださる。

ようお願ひ申し上げまして説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○七番(鈴木藤次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十三号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十三号は原

案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第九請願第五号農地の宅地並み課税に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長朗読) 別添参照

○議長(貫井喜代次君) 朗読は終わりました。

紹介議員竹田政勝君から本趣旨の説明を求めます。

(九番竹田政勝君登壇)

○九番(竹田政勝君) 御指名をいただきましたので、請願第五号について紹介議員を代表いたしまして、補足説明をさせていただきます。

御案内のように昭和四十八年度から三大都市圏の百八十二都市のうちのA、B農地に対して、宅地並み課税が実施され、それらの農地を耕作する農業者にとってその経営が非常に厳しいものになっていることは御承知のとおりであります。

農地の重課税に反対する最大の理由は、農地が農業の基本的手段であるということであり、農地を宅地とみなすことは農業そのものを否定するものである。ところが農地税制の一連の動きは、農地を農地として評価せず宅地並みに課税を評価して転用を促し、農業の存立を不可能にするものでどうも容認することはできません。当福生市の農地は市内に転在し、農業の機能とその重要性については改めて論ずるまでもありません。生鮮野菜の供給、緑地の保全、災害時の避難場所、そして市民生活の環境保全等その役割りは非常に大きいものがあります。こうした農地を保全するため、東京都においても全市が農耕地の保全制度を制定し、農耕地の保全をはかっております。わが福生市においても農耕地の保全制度が制定され、市内A、B農地の六割が指定を受けていると聞いております。このように農業者は今後も農業を継続していく気概がうかがわれるわけでございます。都市農業を守っていくため、又農業を続けていくためにも、C農地の宅地並み課税及びA、B農地の宅地並み課税について検討され、農業の用に供する農地には適用を除外するよう請願の

趣旨を御賢察くださいます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。まして補足説明いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。これより本件請願に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

請願第五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託し、閉会中の継続審査といたしますと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって請願第五号は総務委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和五十年第五回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午後一時二十五分 閉議、閉会

署名議員

福生市議会議長

貫井喜代次

議員

小堺仁七

議員

小林南三

議員

田中 祐三

写 福庶発第二千三百一号

昭和五十年十月十六日

福生市議会議長

貫井喜代次 殿

福生市長 石川 常太郎 印

昭和五十年第五回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十年十月十六日付け、福生市告示第二十六号（別紙参照）をもつて、昭和五十年第五回福生市議会臨時会を招集したので通知します。